

意見検討結果一覧表

（案名：大規模施設整備事業事前評価についての意見募集

対象事業：盛岡南公園野球場（仮称）整備事業）

| 番 号 | 意 見 | 検討結果（県の考え方） | 決定への 反映状況 |
|-----|--|--|--------------|
| 1 | <p>今後発生が予想される北上川低地西縁断層帯における内陸直下の巨大地震に際して、盛岡とその周辺の地域住民を収容する避難所としての機能を十二分に備えるべきと考える。食糧・水・寝具等、住民のニーズに対応できる収容施設としての機能を持たせるべきだ。そうでなければ、年間に数えるほどしか無いスポーツイベントのみに使用するのでは、多額の公費を投じる価値が存在しないのではないだろうか。</p> | <p>2019年4月に策定、公表した盛岡南公園野球場（仮称）整備事業整備基本計画（以下、「整備基本計画」という。）において、災害時の対応として、備蓄や救援物資の拠点、緊急避難場所と地域の安全安心の機能を整備することを掲げています。</p> | C（趣旨同一） |
| 2 | <p>事前評価への意見を求めるのであれば、県の事前評価の際、参考とした資料の概要程度は示すべきではないか。</p> | <p>大規模事業評価専門委員会（以下、「専門委員会」という。）に対しては、事前評価調書のほか、整備基本計画を提示の上、説明しているところです。 なお、資料については、県のホームページにおいて公表しております。</p> | F（その他） |
| 3 | <p>盛岡市景観計画の『田園・丘陵計画地域』に整備される施設とのことであるが、市の計画による球場や屋内練習場の規模、色彩などに全く影響はないのか、関係項目を明示し、影響のない旨を明記すべきではないか。</p> | <p>2019年4月に事業者募集のため公表した「盛岡南公園野球場（仮称）整備事業要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）において、事業者が本事業を実施するにあたり遵守すべき法令等に、盛岡市景観条例等を規定していることから、本事業は盛岡市景観計画等に沿って、実施されるものです。</p> | C（趣旨同一） |

| | | | |
|---|---|--|--------|
| 4 | <p>県・市が単独で整備するより、経費の圧縮、有利な起債等、財政面でのメリットばかりを強調し、一見優良事業のように見えるが、整備から5年以内に既設施設の取り壊しが条件であり、規模や施設の老朽化はともかく2球場が結局1球場になり、利用者の利便性は、本当に高まるのか、特に一般市民・県民の利用に問題はないか。</p> <p>取り壊しの費用負担、跡地の利用計画など、デメリットの検討、情報提供は適切なのか、このような内容は事前評価の対象外なのか。</p> <p>また、この施設の肝心の施設内容や周辺道路の整備、周辺を含む、広い視野による盛岡のまちづくりに対する考え方など、本来重視すべき内容がおろそかにされているのではないか、事前評価の会議ではどのように説明し、妥当と判断されたのか。</p> | <p>既存の県営と市営それぞれの野球場を利用してきた硬式、軟式の各野球団体の利用について考慮するとともに、盛岡南公園野球場（仮称）（以下、「新野球場」という。）の整備後においても、県と市が保有する他の野球利用が可能な既存施設について、利用者の利便性を確保するよう努めていくこととしています。</p> <p>また、新野球場の整備に当たっては、起債、又は民間資金調達の条件を比較し、事業実施上有利な組み合わせにより資金調達を行うこととしていることから、活用する起債によっては、既存の県営野球場及び市営野球場を新野球場の供用開始後5年以内に廃止することが要件ともなりますので、その財源活用の状況を踏まえ、既存施設については、今後改めて検討していくこととしています。</p> <p>なお、当該事業の費用対効果については、既存施設の状況も踏まえ、国のマニュアルに基づき算出し、基本設計後の事前評価の時に示すこととしております。</p> <p>また、施設周辺道路の一部については、要求水準書において、観客等の利便性の向上や安全性の確保等を目的に整備するほか、県としては、渋滞緩和などが期待される新たな道路の事業化に向け、盛岡市と連携し国に働きかけていくこととしています。</p> <p>これらの説明を行い、評価結果は「事業実施」とされたところで</p> | F（その他） |
| 5 | <p>新球場の整備だけが事前評価なのか。大規模事業である新球場の整備事業の裏には、前述のような後始末も関係すると思われるが、事前評価の段階でこれらを除外している事前評価は事業実施のための理屈付けなのか。この事業の全体像をきちんと説明すべきであり、施設整備だけを整理した、事前評価自体、問題はないのか。</p> | <p>新野球場の整備に当たっては、起債、又は民間資金調達の条件を比較し、事業実施上有利な組み合わせにより資金調達を行うこととしていることから、活用する起債によっては、既存の県営野球場及び市営野球場を新野球場の供用開始後5年以内に廃止することが要件ともなりますので、その財源活用の状況を踏まえ、既存施設については、今後改めて検討していきます。</p> <p>なお、当該事業の費用対効果については、既存施設の状況も踏まえ、国のマニュアルに基づき算出し、基本設計後の事前評価の時に示すこととしております。</p> <p>よって、今回の事前評価については、問題ないものと捉えています。</p> | F（その他） |

| | | | |
|---|--|--|--------|
| 6 | <p>屋内練習場はフットサルなどの野球以外のスポーツでも利用可能としているが、それらの需要予測は行ったのか。判断材料としたと思われる市の調査の概要や県のデータなどを示すべきではないか。</p> | <p>屋内練習場については、現県営野球場屋内練習場や他県の類似施設の利用実績、関係競技団体の意見等を踏まえ、稼働率向上のために野球のみならず複数のスポーツが利用可能な形態としたところです。</p> <p>なお、これらの意見等は、2018年2月に盛岡市が公表した「盛岡南公園野球場（仮称）整備事業民間活力導入可能性調査業務報告書」（以下、「民間活力導入可能性調査」という。）及び県営野球場の利用実績は、2019年4月に盛岡市が公表した要求水準書にデータ等が掲載されています。</p> | F（その他） |
| 7 | <p>現施設は、地域活性化、地域振興にどの程度貢献しているのか、それが新球場や屋内練習場により、どれだけ向上すると想定し、事前評価をされたのか、想定内容と数値を示すべきではないか。</p> | <p>現施設は、長年、野球関係者や県民に親しまれ、県や市のスポーツ振興を担う拠点施設として利用されてきた施設です。</p> <p>新野球場については、人工芝で整備することにより、天然芝に比べ養生期間が不用となり、①春や秋の利用期間の延長が可能となること、②利用時間を早朝からナイターまで利用が可能となること、③別棟で整備する50m×50mの屋内練習場の利用が可能となること、④岩手飯岡駅や盛岡南インターチェンジが近く、広域からのアクセスが可能となること等を踏まえ、施設年間利用者数を2017年度14万人から、供用開始の2023年度には15万1千人とする目標値を設定したところです。</p> <p>また、2024年度以降においても、高規格な施設が整備されることにより大規模な大会やスポーツイベント、合宿等の誘致が進み、更なる利用者増を図られ、地域活性化にも繋がっていくものと捉え、事前評価において、妥当である判断しました。</p> | F（その他） |

| | | | |
|----|--|--|----------|
| 8 | <p>施設が整備される盛岡南公園は、都市公園の種別で総合公園とされている。県の公園ではないが、総合公園の大部分が球技場、野球場、2か所の駐車場となり、総合公園として施設内容が大変貧弱で運動公園のような内容ではないか。都市計画を指導する立場の県として、公園の土地利用として妥当と判断しているのか。施設の事前評価ばかりで、施設が整備される都市公園の施設内容を評価の対象とはしない理由は何か。</p> <p>ただ単に用地取得費が不要な公園敷地を使うという事業上のメリットからなのか。</p> | <p>盛岡南公園は、平成7年の都市計画決定において、野球場を整備する計画で大臣の認可を受けたものであります。</p> <p>また、今回の大規模事業評価では、県が盛岡市と共同で整備する新野球場が対象となります。</p> | F (その他) |
| 9 | <p>施設の概要及び規模の欄に、基本計画案では内野が人工芝とされていたが、事前評価の資料にはその記載がないが、このことは事前評価の対象ではないのか。また夜間照明設備を記載していない。このことも事前評価の対象ではないのか。</p> <p>さらに熱中対策にもなる内野席への屋根の設置は検討されているのか。</p> | <p>大規模事業評価専門委員会においては、事前評価調書のほかに、整備基本計画を配付し、グラウンドを人工芝とし、夜間照明を整備する計画も併せて説明したところです。</p> <p>なお、内野席への屋根の設置については要求水準書において、バックネット裏にスタンド屋根を設けることとしています。</p> | C (趣旨同一) |
| 10 | <p>収容人数も20,000人と増やしたが、比較対象とした類似施設に比較し、小規模である。プロ野球を本気で考えるなら、本当にこの程度の規模でいいのか。</p> | <p>新野球場の収容人数2万人規模は、これまでの県営野球場におけるプロ野球開催時の観客数や全国のプロ野球が開催される地方球場の収容人数の規模などから、平均的な収容人数としました。</p> <p>なお、2017年度に盛岡市が実施した民間活力導入可能性調査において、プロ野球球団からは、収容人数について意見を伺っており、「プロ野球開催に当たっては2万人規模で支障がない。」という意見をいただいております。</p> | F (その他) |
| 11 | <p>現在の県営でさえ、内野で12,462席、外野で12,500席の計約25,000席とある。外野席は、内野と異なり『席』の記載がないが、今と同じ芝生席なのか。せめて外野も椅子席の設定を考えるべきではないか。</p> | <p>外野席は、現県営野球場の利用状況や他県の類似施設を参考に、芝生席の計画としています。</p> | F (その他) |

| | | | |
|----|---|---|---------|
| 12 | <p>現在の球場もプロ公式戦が開催できる唯一の施設であり、新球場も同様の施設になると思われるが、それであればプロ野球の試合の誘致に少しでも有利なように、観客数の 25,000 人、外野席も椅子席にするなど周辺の県の球場とは差別化を考えるべきではないか。球団もボランティアではないので利益が少ないという球場では開催を積極的に検討するに当たらないと考えるが如何か。事前評価ではどのように判断されたのか。</p> | <p>新野球場の収容人数 2 万人規模は、これまでの県営野球場におけるプロ野球開催時の観客数や全国のプロ野球が開催される地方球場の収容人数の規模などから、平均的な収容人数としました。</p> <p>また、外野席は、現県営野球場の利用状況や他県の類似施設を参考に、芝生席の計画としたところです。</p> <p>なお、2017 年度に盛岡市が実施した民間活力導入可能性調査において、プロ野球球団からは、収容人数について意見を伺っており、「プロ野球開催に当たっては 2 万人規模で支障がない。」という意見をいただいております。</p> <p>よって、今回の事前評価においても妥当と判断したところです。</p> | F (その他) |
| 13 | <p>人工芝の施設は、県で唯一のものとなるが、その場合、この施設の最も利用頻度の高い高校野球において、地区大会等利用する機会が多い盛岡地区の高校と沿岸、県北、県南の高校のように、日常的に利用できない高校には、不利な状況となるのではないか。大都市では人工芝の球場が多いが、その数は多くない。</p> <p>高校野球の聖地である甲子園も天然芝の球場である。</p> | <p>新野球場の利用については、全県的な利用を想定し、高校野球をはじめとした野球関係団体との利用調整会議等を通じ、適切な利用調整に努めていきます。</p> | D (参考) |
| 14 | <p>人工芝の場合は春の利用開始が 1 か月ほど早くはなると思われるが、その 1 か月利用期間が長くなることで、どれほどのメリットを想定するのか。</p> | <p>これまで県営野球場のグラウンドの利用期間は、4 月下旬から 11 月上旬ですが、新野球場のグラウンドを人工芝とすることによって、降雪の影響がなければ冬期間の使用も可能となることから、メリットが大きいものと捉えています。</p> | F (その他) |
| 15 | <p>年に数試合もあればいいプロ野球や試合数の必ずしも多いとは言えない大学、都市対抗のために人工芝というのは如何なものか高校生のレベルに合わせるべきではないか。</p> | <p>積雪寒冷地の本県にとっては、土や天然芝に比べ、天候の影響が小さくグラウンドの利用期間が長期になること、施肥や防虫等の対策が必要なく維持・管理が容易なことなどのメリットを踏まえ人工芝を採用する計画としたところです。</p> <p>また、岩手県高等学校野球連盟からは、他県で開催される東北大会等では人工芝グラウンドで試合が行なわれており、新野球場整備では人工芝グラウンドとすることの要望を受けているところです。</p> | F (その他) |

| | | | |
|----|--|--|--------|
| 16 | スパイクなどの用具など、負担を増やすだけではないか。今後の少子化や連合チームの増加も懸念される現在、利用するための条件を低くすることが、野球人口の継続にも資するのではないか。 | 整備基本計画の策定にあたっては、県内の野球関係団体からの意見や、土や天然芝に比べ天候の影響が小さくグラウンドの利用期間が長期になることなどのメリットを踏まえ人工芝を採用したところでは。 | F（その他） |
| 17 | 底辺を広げる意味でも、最も利用頻度の高い高校生のレベルに合わせるべきではないか。また人工芝は今後も新しい技術により、より性能の向上した製品が開発される可能性があり、また改修時の負担は相当な額になる。また膝など身体への影響が顕著であり、選手への負担が大きいのではないか。 | <p>新野球場は公認野球規則の基準を満たし、高校野球をはじめ、大学リーグ、社会人野球、プロ野球1軍公式戦にも対応できる規格としています。</p> <p>また、天然芝も一定の年数が経過すると人工芝と同様、張替が必要になり、これを踏まえた維持管理費の比較では天然芝に比べ人工芝が低コストとなると見込まれます。</p> <p>さらに、人工芝の技術革新が進み、身体への負担も軽減されてきている状況にあります。</p> | F（その他） |
| 18 | 事業スケジュールに、周辺道路の整備が記載されていない。直接には、この事業評価の対象外なのだろうが、終点の施設の整備だけのスケジュールで完成後のアクセスは、この事前評価でどのように考慮されたのか。 | 建設予定地は、JR岩手飯岡駅から徒歩圏内であり、盛岡南 IC から近いことから、盛岡市以外に在住する県民にとってもアクセスが良いと評価しているところです。 | F（その他） |
| 19 | 最終ページの予定地選定の考え方に、公共交通機関や車でのアクセスに配慮されている、とあるが、現在の JR の本数や車両数で野球場利用者に対応できるのか、当該施設へのアクセス道路が未整備であるが、大量の車による渋滞の懸念はないのか。施設整備のための建設車両は現在の道路状況で大丈夫なのか。施設整備を先行してアクセス道路の整備を行うべきと考えるが、如何か。事前評価ではどのように検討されたのか。 | <p>プロ野球などの大規模イベント開催時には、他の事例と同様、臨時バス等により対応している状況であり、主催者等と協議を行いながら、増便等を検討することとしております。</p> <p>また、渋滞対策については、盛岡市中央卸売市場など、周辺駐車場の臨時的活用を併せて検討していきます。</p> <p>また、施設整備のための建設車両の通行は、現在の道路状況で問題ないことを確認しています。</p> <p>なお、施設周辺道路の一部については、要求水準書において、観客等の利便性の向上や安全性の確保等を目的に整備するほか、県としては、渋滞緩和などが期待される新たな道路の事業化に向け、盛岡市と連携し国に働きかけていくこととしています。</p> <p>事前評価においては、これらのことを踏まえ検討を行ってきたところです。</p> | F（その他） |

| | | | |
|----|---|---|--------|
| 20 | 20,000人規模の集客の施設で観覧車用駐車場は1,000台で十分と考えるのか、4人乗車でも4,000人。残りの16,000人を夜間のJR利用で対応可能と考えるのか。一体年にプロの試合を何試合、具体的に想定したものなのか。 | プロ野球などの大規模イベント開催時には、施設内の駐車場のほか、盛岡市中央卸売市場など、周辺駐車場の臨時的活用や、バス、列車の増発等を検討していきます。 また、最近のプロ野球1軍公式戦の開催は年1、2試合程度で推移していますが、高規格な野球場が整備されることにより現状以上の試合数を見込めると想定しているところです。 | F（その他） |
| 21 | プロの試合以外の日常の公園施設でサッカー場と野球場用の2か所の駐車場は、ただの何も無い広場と思われるが、そのことについて、事前評価の際にどのように考慮し、妥当と判断したのか。 | 要求水準書においては、新野球場の事業区域においてスポーツ振興の拠点としての機能を十分に発揮できるよう自主事業の積極的な展開を要求しているところであり、事前評価においては、今後、駐車場も含め様々な活用の提案を事業者に期待しているところです。 | F（その他） |
| 22 | 県の姿勢は、ただ単に新しい球場を整備することだけを目指し、県は盛岡市のまちづくりに対して、どのように考えているのか、それは市の責任で考えることであるという姿勢なのか。 | 盛岡南公園は、平成7年の都市計画決定において、野球場を整備する計画で大臣の認可を受けたものであるとともに、今般の新野球場の整備は、盛岡市のまちづくり政策にあたる「盛岡市総合計画」に位置づけられています。 県においては、2019年3月に岩手県スポーツ推進計画を策定し、「地域を活性化させるスポーツの推進」を施策の柱として、新野球場を活用した大規模な大会やスポーツ・イベント等の開催など、盛岡市と連携し、スポーツを通じた地域活性化に取り組んでいきます。 | F（その他） |
| 23 | 選定理由にアクセスが良いとされているが、本当にそう言えるのか。周辺道路の整備、JRの本数は十分なのか。増発などについてJRと協議する余地はあるのか。 | 施設周辺道路の一部については、要求水準書において、観客等の利便性の向上や安全性の確保等を目的に整備するほか、県としては、渋滞緩和などが期待される新たな道路の事業化に向け、盛岡市と連携し国に働きかけていくこととしています。 また、プロ野球などの大規模イベント開催時には、施設内の駐車場のほか、盛岡市中央卸売市場など、周辺駐車場の臨時的活用や、バス、列車の増発等を検討していきます。 | F（その他） |
| 24 | 利用者への配慮として、駐車場、周辺道路からの歩行者専用道路を整備し、とあるが、ここで言う駐車場は公園外にも駐車場が整備されるということか。公園内の駐車場からの球場へのアクセスは、当然公園内の園路を利用するのであり、歩車分離は検討の対象外ではないか。広い公園内の駐車場内のことを指すのか。 | 駐車場は、公園内の整備を予定しています。また、関連施設の歩行者専用通路については、可能な限り歩車分離を図り、歩行者の安全確保に十分な対策を取ることとしております。 | F（その他） |

| | | | |
|----|---|--|--------|
| 25 | <p>大規模事業であれば、事前に周辺地域の自然環境は把握していないのか。このことも事前評価の際にどのような説明したのか、この意見募集の資料には示されないのか。</p> <p>環境アセスの対象ではないのか。市の公園整備の際の資料は整理されているのか。</p> | <p>事前評価調書を基に、盛岡南公園内は、岩手県自然環境保全指針による環境保全区分が「E」（自然環境が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的環境となっている地域）であると、専門委員会へ説明したところ。</p> <p>専門委員会において、希少動植物等の調査が必要との意見をいただいたことから、今後、調査の実施に向けて検討を進めていきます。</p> <p>環境アセスについては、今回の事業の開発面積が9.18haであり、岩手県環境評価条例の対象事業（第一種事業：100ha以上、第二種事業：50ha以上100ha未満）に該当しません。また、市の公園整備時においても、対象外となっています。</p> | F（その他） |
| 26 | <p>公共の考え方は、事業の効果を過大に設定する傾向があり、事業実施の妥当性、正当性を述べることが多いが、これからの時代を考えると、相当厳しい条件を設定し検討することが必要ではないかと思われるが、事前評価の際、事業効果などについて、どのように判断されたのか。</p> | <p>野球場の老朽化の課題を抱える県と盛岡市が共同で新野球場を整備することにより、それぞれ単独で整備する場合に比較して財政面でのメリットが大きいこと、更に県内のスポーツ振興を支える拠点施設として、県民の利用をはじめ、スポーツ大会・イベント・合宿等の誘致にも資する施設となり、地域振興にも繋がるなどの効果もあり、事前評価において「事業実施」としたところ。</p> <p>なお、費用対効果については、国のマニュアルに基づき算出することとしており、基本設計後の事前評価の時に示すこととしております。</p> | F（その他） |

「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分。

| 区分 | 内容 |
|---------|-------------------------------|
| A（全部反映） | 意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの |
| B（一部反映） | 意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの |
| C（趣旨同一） | 意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの |
| D（参考） | 計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの |
| E（対応困難） | A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの |
| F（その他） | その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等） |